

# 沼津市包括的支援事業業務仕様書

## 1 目的

本業務は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営を行い、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

## 2 業務内容

受託者は本業務の目的を達成するために、介護保険法等の各種関係法令等に基づき、前受託事業者との間において事務引継を実施するとともに、以下に定める業務を地域に積極的に出向き、又はセンターにおいて行うものとする。

なお、当該業務は、厚生労働省老健局作成の「地域包括支援センター業務マニュアル」、  
「地域包括支援センターの手引き」に沿って実施することとし、具体的な運用については、一般財団法人 長寿社会開発センター作成の「地域包括支援センター運営マニュアル 2訂」等を参照すること。

### (1) 包括的支援事業

#### ① 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

介護予防・日常生活支援総合事業のうち基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況等に応じ、対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他の適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

#### ② 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにしていくため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげるための支援（総合相談、地域包括ネットワークの構築、実態把握など）を行う。

#### ③ 権利擁護業務

権利侵害を受けている、または、受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のため必要な支援（高齢者虐待の防止及び対応、セルフ・ネグレクトの防止及び対応、消費者被害の防止及び対応、判断能力を欠く常況にある人への支援など）を行う。

#### ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践することができるように地域の基盤を整えるとともに、個々の介護支援専門員へのサポートなどを行う。

(2) 地域におけるネットワーク活動の展開

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保険・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等のさまざまな社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要である。こうした連携体制を支える共通の基盤としての多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」の構築に向け、関係者との連携に努める。

(3) 認知症高齢者支援事業

認知症に関する理解を深め、認知症高齢者を支える地域づくりを進めるため、次の事業を実施する。

- ・ 認知症に関する啓発活動の展開、認知症に関する知識の普及・啓発
- ・ 認知症サポーター養成講座の開催支援
- ・ 認知症の人の支援者育成
- ・ 地域全体で認知症の人や家族を見守り支援する体制の整備の推進
- ・ 認知症地域支援推進員としての活動
- ・ 認知症に関する相談対応
- ・ 認知症初期集中支援チーム員としての活動

(4) 追加を予定する委託業務

住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、市と連携し各種事業を実施する。

① 家族介護教室の開催

高齢者を在宅で介護している家族等に対する介護方法等の知識・技術の習得を目的とした教室の開催

② 地域介護予防教室の開催

要介護状態となることを予防するための健康保持増進や、介護が必要となってもできる限り自立した生活を送るための能力維持・向上を目的とした教室の開催

③ 認知症カフェの開催

認知症についての正しい知識の普及啓発及び認知症の人やその家族を支える地域づくりの推進を目的としたカフェの開催

(5) その他の事業

① 在宅医療・介護連携推進業務

在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、地域の医療・介護関係者による会議や研修会への参加及び運営に協力し、多職種連携を図る。

② 地域ケア会議の開催

高齢者への適切な支援を図り、また、高齢者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うため、「沼津市地域ケア会議実施要綱」に基づき、地域ケア会議（地域ケア個別会議及び地域ケア圏域会議）を開催する。

③ 会議等への出席

市が主催する会議等に参加し、議題等に関して積極的に意見を述べ、他の地域包括支援センターとの情報共有を図り、連携を深める。

### 3 職員の配置等

受託者は、センターにおいて上記2の業務内容を適切に実施するため、「沼津市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例」（平成27年3月26日条例第19号）及び「沼津市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例に規定するその他これに準ずる者として規則で定める者を定める規則」（平成27年3月31日規則第49号）に基づき、次に掲げる職員を配置すること。

#### (1) 職種別配置人数

- ① 保健師その他これに準ずる者として規則で定める者 1名（常勤専従）
- ② 社会福祉士その他これに準ずる者として規則で定める者 1名（常勤専従）
- ③ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者として規則で定める者 1名（常勤専従）

(2) 上記(1)以外に、受託者が独自に職員を配置することは妨げない。

(3) 職員の退職及び休職等の際は、速やかに不足した職員の補充を行うこと。また、職員の退職及び配置換え等が生じる可能性のある場合は、本業務の継続性を十分に考慮すること。

(4) 職員配置に変更が生じた場合は、速やかに市に報告し、その旨の届出を行うこと。

(5) 職員は、訪問等の地域活動を行う際、センターの責任において作成したセンターの職員であることを証明する身分証明書を常に携帯し、提示を求められた際には提示すること。

### 4 関係書類の提出

受託者は、本仕様書の内容に基づき、以下の関係書類を作成し、市へ提出すること。

#### (1) 業務開始時

受託者は、事業を効果的に実施するとともに、事業の質を向上させるため、事業の目標及び計画を定めた事業計画書を作成し、契約締結後5日以内に市へ提出するものとする。

#### (2) 月次活動状況報告

受託者は、毎月ごとの事業活動の実施状況報告として、以下の関係書類を市の定める様式にて作成し、翌月10日（土・日・祝日等にあたる場合は、これらの日の翌日）までに市へ提出するものとする。

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業等に関する状況報告書
- ② 総合相談に関する状況報告書
- ③ 地域ケア会議開催状況報告書
- ④ 認知症初期集中支援チーム活動情報月次報告書
- ⑤ 認知症地域支援推進員活動報告書
- ⑥ その他必要と認められる書類等

#### (3) 業務終了時

受託者は、委託期間終了後、市の定める委託業務完了届出書の他に、以下の関係書類を、委託業務完了後すみやかに市へ提出するものとする。

- ① 活動完了報告書
- ② 収支決算書
- ③ その他必要と認められる書類等

(4) その他委託業務の実施状況について市から報告を求められた場合

受託者は、その他委託業務の実施状況について市から報告を求められた場合は、市が別途指定する日までに報告を行うものとする。

## 5 その他の事項

(1) 地域住民に分かりやすいようセンターの所在を明らかにする表示を、建物の内外において行うこと。

(2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、委託者、受託者協議の上、決定する。